
定 款

株式会社 牧野フライス製作所

株式会社牧野フライス製作所定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、株式会社牧野フライス製作所と称し、英文ではMakino Milling Machine Co.,Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当社は次の業務を営むことを目的とする。

- 1 工作機械の製造および販売
- 2 工作機械の修理および復原
- 3 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は本店を東京都目黒区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

第5条（公告の方法）

当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、6千万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）株主割当ての場合において、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。

第11条（株式取扱規則）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

第13条（招集）

定時株主総会は毎年6月に招集する。

臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

第14条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議によって取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が招集する。

第15条（議長）

株主総会においては、取締役社長が議長となる。

2 取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が議長となる。

第16条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、株主総会において、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第19条（議事録）

株主総会における議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役および取締役会

第20条（取締役の員数）

当会社の取締役は、3名以上とする。

第21条（取締役の選任の方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役）

当会社は、取締役会の決議によって取締役中より取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長1名、取締役相談役、専務取締役ならびに常務取締役若干名を選定する。

2 取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長ならびに取締役会の決議で代表取締役に選定された取締役は、各自会社を代表する。

第24条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第25条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第26条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第27条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。ただし、取締役会長が欠員または取締役会長に事故がある場合は取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役会長および取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が招集し、議長となる。

第28条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 前項に係らず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第29条（取締役会議事録）

取締役会における議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印又は電子署名をする。

第5章 監査役および監査役会

第30条（監査役の員数）

当社の監査役は、3名以上とする。

第31条（監査役の選任の方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第34条（監査役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第35条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

第36条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第37条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第38条（監査役会議事録）

監査役会における議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名をする。

第6章 会 計 監 査 人

第39条（会計監査人の選任の方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第40条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第41条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第42条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第43条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第44条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第45条（配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れ、配当金は当会社に帰属する。

2 未払配当金には利息を付さない。

2023年3月2日

